

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件
 - 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件
 - 道路の区域を変更する件四件
 - 道路の供用を開始する件三件
 - 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件
- 公 告
- 一般競争入札を行う件三件
- 五 五 五 五 五

告 示

福島県告示第八十三号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和五年二月一日救急病院として認定した。

令和五年二月十日

名称	所在地	福島県知事 内堀雅雄 認定有効期限
福島赤十字病院	福島市八島町七―七	令和八年一月三十一日
一般財団法人大原記念財団大原綜合病院	同上 市上町六一―	同日
医療生協わたり病院	同 市渡利字中江町三四	同日
公立藤田総合病院	伊達郡国見町大字塚野目字三本木一四番地	同日
医療法人慈久会谷病院	本宮市本宮字南町裡一四九	同日
一般財団法人太田綜合病院附属太田熱海病院	郡山市熱海町熱海五丁目二四〇番地	同日

公益財団法人湯浅報恩会寿泉堂綜合病院 同 市駅前一丁目一番一七号 同日

公益財団法人星綜合病院 同 市向河原町一五九番一五号 同日

一般財団法人脳神経疾患研究所附属総合南東北病院 同 市八山田七丁目一五番一五号 同日

医療法人明信会今泉西病院 同 市朝日二丁目一八番八号 同日

公立岩瀬病院 同 須賀川市北町二〇番地 同日

公益財団法人会田病院 同 西白河郡矢吹町本町二一六番 同日

竹田綜合病院 同 会津若松市山鹿町三番二七号 同日

会津中央病院 同 市鶴賀町一番一七号 同日

医療法人昨雲会飯塚病院附属有隣病院 同 喜多方市松山町村松字北原三六四三―一 同日

福島県厚生農業協同組合連合会坂下厚生綜合病院 同 河沼郡会津坂下町字上柳田二二一〇―一番地 同日

公立相馬綜合病院 同 相馬市新沼字坪ヶ迫一四二二 同日

医療法人相雲会小野田病院 同 南相馬市原町区旭町三丁目二一番地 同日

いわき市医療センター 同 いわき市内郷御厩町久世原一六番地 同日

松村綜合病院 同 市平字小太郎町一番地 同日

呉羽綜合病院 同 市錦町落合一番地 同日

（地域医療課）

福島県告示第八十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年二月十日から同年三月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び泉崎村産業経済課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年二月十日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県知事 内堀雅雄
- 二 ツルハドラッグ福島泉崎店 福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字八九一六五番一 法第八条第一項の規定により泉崎村から聴取した意見の概要 意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第八十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年二月十日から同年三月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年二月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルハドラッグ白河結城店 福島県白河市結城四三番地
- 二 法第八条第一項の規定により白河市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第八十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和五年二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年二月十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道上名 倉飯坂伊 達線	福島市町庭坂字堰ノ内 一六番一地从り 同 市町庭坂字堰谷地 二六番地先まで	変更前	A 二〇・五 B 二七・〇	一五〇・〇
		変更後	A 二〇・五 B 一五・〇 一六・八	一五〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第八十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和五年二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年二月十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一一八号	石川郡玉川村大字小高 字六斗時二三番一地从り 同 郡同 村大字小高 字中村前一一番四地先 まで	変更前	二〇・四 二五・三	五〇・〇
		変更後	二〇・四 四八・〇	五〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第八十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和五年二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年二月十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道熱塩 加納山都 西会津線	喜多方市山都町一ノ木 字東高石乙四三四番 七八地先から 同 市山都町一ノ木 字東高石乙四三四番 二九地先まで	変更前	七・〇 一九・〇	六四二・九
		変更後	七・〇 一九・〇	六四二・九

福島県告示第八十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和五年二月十日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年二月十日

福島県知事 内堀雅雄

(道路計画課)

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道浪江 国見線	相馬郡飯館村草野字大 谷地七六番地先から 同 郡同 村草野字大 谷地一二五番地先まで	変更前 一一・三〇・一 一一・三〇・一 変更後 一一・三〇・一 一一・三〇・一	一一・三〇・一 一一・三〇・一	二〇二・一 二〇二・一

(道路計画課)

福島県告示第九十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和五年二月十日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年二月十日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道二一八号	石川郡玉川村大字小高字六斗蒔二 三番一地从先から 同 郡同 村大字小高字中村前一 一四番四地从先まで	令和五年二月一〇日

(道路計画課)

福島県告示第九十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和五年二月十日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年二月十日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道熱塩加納山都西 会津線	喜多方市山都町一ノ木字東高石乙 四三四番七八地先から 同 市山都町一ノ木字東高石乙 四三四番二九地先まで	令和五年二月一〇日

(道路計画課)

福島県告示第九十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和五年二月十日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年二月十日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道浪江国見線	相馬郡飯館村草野字大谷地七六番 地先から 同 郡同 村草野字大谷地一二五 番地先まで	令和五年二月一〇日

(道路計画課)

福島県告示第九十三号

福島県収入証紙条例(昭和三十三年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和五年二月三日次のとおり指定した。
令和五年二月十日

福島県知事 内堀雅雄

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
有限会社高梨 福島市吉倉字谷地 令和五年二月一三日から
売りさばき所の名称
及び所在地
セブンイレブン福島

公
告株式会社F M
フナハシ
郡山市芳賀三丁目
四三番地の一 同四一番地の五
令和九年九月三〇日まで西インター店
福島市成川字神崎八
の一
ファミリーマートし
らさわ糖沢店
本宮市糠沢字石神一
一〇番地一
(出納総務課)

公告第25号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県税務システムに係る機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和5年2月10日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 福島県税務システムに係る機器 一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで
- (4) 納入場所 福島県庁（福島県福島市杉妻町2番16号）ほか10箇所（詳細は、入札説明書による。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 他の都道府県に対してクライアントサーバ方式の税務システム機器を貸付けた実

績を有する者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和5年3月8日(水)午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県総務部財務総室税務システム課

電話024-521-7731

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和5年3月8日(水)午後5時15分まで必着とする。

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和5年2月10日(金)から同月28日(火)まで(土曜日及び日曜日並びに同月23日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで。

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

(1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。

(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。

(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙30枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和5年2月28日(火)午後5時15分までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 日時 令和5年3月23日(木)午前11時

(2) 場所 自治会館3階特別会議室(福島県福島市中町8番2号)

(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和5年3月22日(水)午後5時15分までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和5年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

なお、入札の効力が生じなかったことにより、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Equipment for the Taxation System for the Fukushima Prefectural Government including its delivery, installation, assembly, adjustment, maintenance, etc. 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 11:00a.m., 23 March 2023
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15p.m., 22 March 2023
- (4) Contact point for the notice: Taxation System Division, Finance Section, General Administration Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7731
(税務システム課)

公告第26号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける県庁舎等清掃業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和5年2月10日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 県庁舎等清掃業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 共通仕様書及び特記仕様書による。
- (3) 履行期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (4) 履行場所 特記仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき知事が定めた次に掲げる資格を有する者であること。

ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「ビル管理法」という。）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業について同項の規定により都道府県知事の登録を受けていること又は令和5年4月1日に登録を受けていることが事実であること。

イ ビル管理法第12条の2第1項第7号に掲げる事業について同項の規定により都道府県知事の登録を受けていること又は令和5年4月1日に当該登録を受けていることが事実であること。

ウ ビル管理法第2条第1項に規定する特定建築物又は医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院において、業務対象延べ床面積10,000平方メートル以上の清掃業務を、令和2年1月1日以降、12月以上継続して履行した実績を有すること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加資格確認申請書に2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和5年3月6日（月）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日午後5時15分まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県総務部文書管財総室施設管理課

電話024-521-7081

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和5年2月10日（金）から同年3月6日（月）まで（土曜日及び日曜日並びに同年2月23日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和5年3月23日（木）午前9時30分
- (2) 場所 福島県自治会館101会議室（福島県福島市中町8番2号）

- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和5年3月22日(水)午後5時15分までに3に掲げる場所に必着のこと。なお、持参又は郵送により提出された入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- 6 入札保証金及び契約保証金
入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。
- 7 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 8 入札の効力
本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和5年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。なお、入札の効力が生じなかったことにより、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。
- 9 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 本件は、低入札価格調査制度適用業務である。
- (4) 落札者の決定方法 入札説明書による。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (7) その他 詳細は、入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the services to be required: Cleaning Service at prefectural buildings including the Fukushima Prefectural Government Office Building 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 9:30 a.m., 23 March 2023
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 22 March 2023
- (4) Contact point for the notice: Facilities Management Division, Archives&Property Management Section, General Administration Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7081

(施設管理課)

公告第27号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

令和5年2月10日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
- ア 豚熱ワクチン(20ドーズ) 予定数量 6,685箱
- イ 豚熱ワクチン(50ドーズ) 予定数量 3,348箱
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限
- ア 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の福島県知事が指定する日
- イ 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の福島県知事が指定する日
- (4) 納入場所
- ア 福島県知事が指定する場所
- イ 福島県知事が指定する場所

- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
 - (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
 - (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和5年2月28日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、同日午後5時まで必着とする。
- 郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7413
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において令和5年2月10日（金）から同月28日（火）まで（土曜日及び日曜日並びに同月23日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙16枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和5年2月16日（木）午後5時までに必着で請求すること。
 - (2) 入札説明会の日時及び場所 令和5年2月16日（木）午後1時 福島県出納局入札用度課
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 1の(1)のイに掲げる物品等 令和5年3月24日（金）午前10時 福島県出納局入札用度課
イ 1の(1)のイに掲げる物品等 令和5年3月24日（金）午前11時 福島県出納局入札用度課
（上記ア、イいずれについても、郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月23日（木）午後5時までに必着のこと。）
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約単価に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 入札書には、1箱当たりの単価を記載すること。なお、この入札によ

る契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約単価とし、支払金額は、契約単価に購入数量を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する単価を入札書に記載すること。

- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be purchased:
 - ① Classical Swine Fever Vaccine (20 doses) Scheduled quantity: 6,685 boxes
 - ② Classical Swine Fever Vaccine (50 doses) Scheduled quantity: 3,348 boxes
- (2) Time-limit of tender (by hand):
 - ① 10:00 a.m., 24 March 2023
 - ② 11:00 a.m., 24 March 2023
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 23 March 2023
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)